

令和2年4月7日

保護者各位

岡山県立倉敷中央高等学校
校長 福本和宏

新型コロナウイルス感染症（疑い含む）に関する出席停止の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る生徒の出欠の取扱いについては、令和2年2月26日からホームページで次のとおり連絡し対応して参りました。

新型コロナウイルス感染症に関し、学校保健安全法第19条等により出席停止とする目安

- ・医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
- ・新型コロナウイルス感染症の患者と接触があり、保健所等から医療機関の受診や自宅等での待機を求められた場合
- ・強い倦怠感や呼吸困難がある場合
- ・風邪の症状や37.5度以上の熱が4日以上続く場合
- ・上記にはあたらないが発熱等の風邪症状がみられるとき

また、令和2年4月6日に県教育委員会からの新たな連絡を受けて、新型コロナウイルス感染症に関し、次の①～③のいずれかに該当する場合も、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」（出席停止）として取り扱うこととしましたのでお知らせします。

- ①風邪の症状や37.5度以上の発熱が確認された場合（ただし、4日以上となる場合は、全期間を出席停止として取り扱う。）
- ②新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者とは認められないが、感染者と接触があり保健所の健康観察の対象となった場合等
- ③基礎疾患等がある児童生徒等で、主治医や学校医に相談し、登校を控えるべきと判断された場合

※校長が出席しなくてもよいと認めた日とする期間については、

- ①については、症状がなくなるまでに要した期間
- ②については、感染者と最後に接触した日から起算して2週間
- ③については、主治医や学校医が登校を控えるべきと判断した期間 とします。

学校に連絡した後、出席停止となった場合は、別途配布している「新型コロナウイルス感染症（疑い含む）についての出席停止連絡票」に保護者の方がご記入・押印の上、再登校の際に必ず担任までご提出くださるようお願いいたします。

なお、その他、春休み中に海外や感染者多発地域へ行ったことなどで、感染の不安等がある、又は新型コロナウイルス感染症に関して通学に不安を感じているといった場合は、保護者の方が本校へご連絡ください。